

証券コード 4092
2023年6月8日
(電子提供措置の開始日2023年6月5日)

株 主 各 位

東京都江東区亀戸九丁目11番1号
日本化学工業株式会社
代表取締役 棚 橋 洋 太

第165期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第165期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.nippon-chem.co.jp>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主関連情報」「株主インフォメーション」を順に選択いただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本化学工業」又は「コード」に当社証券コード「4092」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日(火曜日)午前10時
 2. 場 所 東京都江東区亀戸九丁目11番1号
当社本店 研究棟記念ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第165期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第165期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |

以 上

株主総会に関するご留意事項

1. 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時45分入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
 ○○○○○○ 御中
 株主総会 議決権の数 XXX 席
 XXXXX月XX日
 印
 見本
 XXXX XXXX XXXX XXXX
 XXXX
 ○○○○○○

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパス
ワード」を入力
「送信」を
クリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

<新型コロナウイルスの感染予防に関するお知らせ>

株主の皆様を第一に考え、本総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応を次のとおりといたします。ご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

[株主の皆様へのご理解とご協力のお願い]

- 本総会につきまして、株主の皆様におかれましては株主総会当日のご来場について慎重にご判断いただき、インターネット等または書面により事前に議決権を行使ください。
- 会場内の座席は前後・左右の間隔を拡げて設置いたします。満席となりました場合は、ご入場をお断りする場合があります。
- ご来場の株主様のマスク着用については、個人の判断に委ねることを基本といたします。
- ご来場の株主様は、会場の入り口付近にて、アルコール消毒液のご使用及び非接触型体温計による検温等へのご協力をお願い申し上げます。状況によっては、運営スタッフが追加で検温等体調のご確認をお願いすることがありますが、その際はご協力をいただくとともに、“発熱がある”等体調不良と認められる際はご入場をお断りする場合があります。

[当社の対応]

- ご来場の株主様へのお土産の配布はいたしません。また、株主総会終了後の株主懇談会は開催いたしません。
- 当社役員及び運営スタッフのマスク着用については、開催時の状況に応じて判断させていただきます。なお、議長席には飛沫感染防止用のアクリル板を設置しておりますので、議長である当社代表取締役社長及び取締役は、議長席登壇時はマスクを外して対応させていただきます。

※新型コロナウイルス（変異株を含む）感染症拡大の状況により、やむなく会場または開始時刻が変更となる場合、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nippon-chem.co.jp>）にてお知らせいたします。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

■当社グループの経営理念

「人を大切に、技を大切に」

私達は、創業以来百有余年、大きな社会変動を乗り越えて良質な製品を作り続けてきました。この伝統と実績を受け継ぎ「人」と「技」を両輪として新しい風を吹き起こし、より良い製品とサービスによって豊かな社会に貢献します。

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、社会経済活動が緩和され、緩やかに持ち直しの動きが見られたものの、原燃料価格の高騰や円安の進行、更にウクライナ情勢の長期化等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画に掲げる「成長戦略の推進と成果の実現」に向け、「成長事業の拡大」、「グローバル化の推進」、「経営基盤の強化」という3つの重点施策に全社一丸となって取り組んでまいりました。

「成長事業の拡大」

需要が拡大する成長分野向けの安定供給体制を強化すべく、機能品事業を中心に設備投資を行いました。主な投資状況は次の通りであります。

徳山工場においては、積層セラミックコンデンサー（MLCC）の誘電体として使用されるチタン酸バリウムの設備能力増強に取り組んでおり、2024年度の完了を見込んでおります。

福島第二工場においては、2022年5月に半導体ドーパント材料や化合物半導体材料として使用される高純度赤燐の設備増強が完了し、更に2022年12月に次世代型ディスプレイなどに使用される量子ドット用リン原料の設備増強が完了しております。

〔グローバル化の推進〕

海外販売拠点の体制強化と機能最適化のため、バンコク駐在員事務所を閉鎖し、JCI (THAILAND) Co., Ltd.に業務を集約いたしました。

また、海外販売拠点との連携を高め、新市場の開拓を積極的に推進し、新規顧客の確保と売上拡大に注力いたしました。

〔経営基盤の強化〕

原材料調達においては、地政学リスクの高まりなど厳しい環境が続いておりますが、多国・複数購買に注力し、安定調達に努めました。

また、事業ポートフォリオの最適化を目的とし、ケイ酸ソーダガラス事業を展開していた関東珪曹硝子株式会社の解散を実施しました。なお、ケイ酸ソーダガラスにつきましては、2021年度に資本業務提携を締結したタイのCT GLASS COMPANY LIMITEDより、安定的に調達、供給しております。

そのような中、当連結会計年度の売上高は、原燃料価格の高騰や円安によるコスト上昇分の販売価格改定が進み、前期比8億円増の380億7千5百万円となりました。

利益につきましては、主要取引先の生産調整が急速に進行したことに伴う操業度の低下により、営業利益は前期比26億2千9百万円減の12億9千2百万円となり、経常利益は前期比24億5千2百万円減の14億1千2百万円となりました。この経常利益に、投資有価証券売却益2千2百万円の特別利益を加え、固定資産除却損1億4千7百万円の特別損失1億4千7百万円及び法人税等9千6百万円を差引き、更に法人税等調整額3億3千4百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比28億7千9百万円減の8億5千5百万円となりました。

以下事業部門別の状況をご報告いたします。

〔化学品事業〕

クロム製品は耐火物向けが大幅に落ち込み、めっき向けも低調に推移したものの、原燃料高を起因とする販売価格の改定により、売上高は大きく増加しました。シリカ製品は土木・工業用向けが低調に推移したものの、原燃料高を起因とする販売価格の改定により、売上高は大きく増加しました。燐製品は液晶や半導体、工業用向けが大幅に落ち込んだものの、原燃料高を起因とする販売価格の改定により、売上高は大きく増加しました。

この結果、化学品事業の売上高は、前期比42億1千7百万円増の203億2千7百万円となりました。

【機能品事業】

ホスフィン誘導体は量子ドット向けが堅調に推移したものの、海外向け触媒が大幅に落ち込んだことにより、売上高は大きく減少しました。農業は主要顧客向けが大幅に落ち込んだことにより、売上高は大きく減少しました。電池材料は原燃料高を起因とする販売価格の改定により、売上高は大きく増加しました。電子セラミック材料は誘電体（チタン酸バリウム）のうち自動車向けは堅調に推移したものの、通信向けが低調に推移し、また誘電体材料（高純度炭酸バリウム）が大幅に落ち込んだことにより、売上高は減少しました。回路材料は接着剤向けが大幅に伸びたことにより、売上高は大きく増加しました。高純度電子材料は主要顧客向けが大幅に落ち込んだことにより、売上高は大きく減少しました。

この結果、機能品事業の売上高は、前期比14億4千2百万円減の159億8千3百万円となりました。

【賃貸事業】

賃貸事業は堅調に推移したことにより、売上高は前期並みとなりました。

この結果、賃貸事業の売上高は、前期比1百万円増の9億1千5百万円となりました。

【その他事業】

書店事業は低調に推移したことにより、売上高は大きく減少しました。

この結果、報告セグメントに含まれない事業セグメントの売上高は、前期比4千9百万円減の8億4千9百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は、42億8千8百万円で、その主な内容は以下のとおりであります。

- イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備等
 - ・徳山工場 電子セラミック材料設備 (新設)
 - ・福島第二工場 ホスフィン誘導体設備 (増設)
- ロ. 当連結会計年度末現在工事継続中の主要設備等
 - ・徳山工場 電子セラミック材料設備 (増設)
 - ・愛知工場 燐製品設備 (更新)

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、設備投資等の資金として金融機関より長期借入金を45億円調達致しました。また、当社は機動的、安定的な資金調達を目的として、主要取引金融機関とシンジケート方式のコミットメントライン契約を締結しており、短期資金として利用しております。

(2) 財産及び損益の状況

当社及び子会社からなる企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 162 期	第 163 期	第 164 期	第 165 期 (当期)
	2019.4.1 から 2020.3.31まで	2020.4.1 から 2021.3.31まで	2021.4.1 から 2022.3.31まで	2022.4.1 から 2023.3.31まで
売上高(百万円)	36,243	34,642	37,275	38,075
営業利益(百万円)	2,481	2,783	3,921	1,292
経常利益(百万円)	2,545	2,315	3,864	1,412
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,857	2,182	3,735	855
1株当たり当期純利益	211円21銭	248円11銭	424円47銭	97円13銭
総資産(百万円)	65,950	70,196	70,431	72,897
純資産(百万円)	35,768	39,075	41,867	42,241
1株当たり純資産額	4,066円52銭	4,442円58銭	4,756円75銭	4,793円39銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、また1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。

(3) 重要な親会社及び子会社等の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況（2023年3月31日現在）

会 社 名	資本金	議決権 比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
(連結子会社)			
東邦顔料工業株式会社	96百万円	100	無機顔料及び研磨材の製造・販売
株式会社日本化学環境センター	10百万円	100	環境に関する測定と証明
株式会社ニッカシステム	10百万円	100	不動産の管理、書店経営
JCI USA INC.	200千米ドル	100	工業薬品の売買、情報サービスの提供
(持分法適用関連会社)			
京葉ケミカル株式会社	200百万円	50	珪酸ソーダの製造・販売
エヌシー・テック株式会社	100百万円	50	亜酸化銅の製造・販売

(注) 持分法適用関連会社であった関東珪曹硝子株式会社は2022年5月10日開催の同社取締役会において解散決議をしたため、持分法適用の範囲から除外しております。なお、同社は2022年10月17日に清算終了しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは『如何なる市場環境変化の時代においても、高収益体質企業を実現させ、長年蓄積してきた「人と技術」を通して、高品質の製品とサービスを提供し、価値創造企業へ向けて更なる挑戦を行う』を経営の基本方針に掲げ、中期経営計画及び様々な課題に取り組んでおります。

(中期経営計画)

中期経営計画において「成長戦略の推進と成果の実現」を最重要課題とし、3つの重点施策を掲げております。

①成長事業の拡大

成長事業分野の製品においては、デジタル化社会の実現に貢献する電子材料向け製品への積極的な投資を継続し、事業の更なる拡大に注力します。

また、新価値領域のプラットフォームとして「快適性の向上」・「エネルギーマネジメント」・「健康（命）を守る」を掲げております。このプラットフォームの拡充を図りながら社会課題の解決に繋がってまいります。

②グローバル化の推進

東南アジアを中心とした新興国市場のニーズの掘り起こしや海外現地企業とのアライアンスなどのあらゆる可能性の探求を行い、海外市場における事業機会の獲得を図ります。

また、海外販売拠点の活動を更に進め、新市場の開拓や営業拡販を引き続き強化してまいります。

③経営基盤の強化

地政学リスクや物流における課題にも対応できる強靱なサプライチェーンを構築いたします。

工場のスマート化を推進し、品質改善・設備管理及び業務改善につとめ、安定操業の実現とコスト競争力の強化を図ります。

成長分野や海外展開、製品開発等に経営資源を重点配分するとともに、事業ポートフォリオの最適化を進めてまいります。

また、組織力の強化策として、コーチング手法を活用した人材の育成や、働き方改革によるワークライフバランスの充実に向けた取り組みを積極的に進めております。引き続き、人的資本の強化や成長を促す制度の充実に取り組んでまいります。

(サステナブル経営の推進)

サステナブル経営をより一層推進するため、サステナビリティ推進委員会を設置いたしました。更に、TCFD提言に基づく情報開示を実施するとともに、CO₂排出量についても削減目標を設定いたしました。引き続き、製造現場における脱炭素技術の導入や再生可能エネルギーの活用などを通して、温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素社会の実現を目指してまいります。

また、特定した9つのマテリアリティを通じて社会課題の解決に取り組んでまいります。

なお、詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nippon-chem.co.jp/company/csr/>) において掲載しておりますCSRレポートをご確認ください。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	主要製品及び事業内容
化学品事業	燐製品、クロム製品、シリカ製品等の製造・販売
機能品事業	電池材料、回路材料、電子セラミック材料等の電子材料関連製品及びホスフィン誘導体、農薬等の製造・販売
賃貸事業	不動産の賃貸・管理
その他事業	書店事業等

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社、化学品営業部、機能品営業部	東京都江東区
大阪地区営業事務所	大阪府大阪市中央区
福島第一工場	福島県郡山市
福島第二工場	福島県田村郡三春町
愛知工場	愛知県知多郡武豊町
徳山工場	山口県周南市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
東邦顔料工業株式会社	東京都板橋区
株式会社日本化学環境センター	福島県郡山市
株式会社ニッカシステム	東京都江東区
JCI USA INC.	New York . USA

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
化 学 品 事 業	234名	7名増
機 能 品 事 業	330名	8名増
賃 貸 事 業	—	—
そ の 他 事 業	75名	2名減
全 社 (共 通)	83名	1名増
合 計	722名	14名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び派遣社員は含みません。
2. 全社(共通)として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 賃貸事業につきましては、その他事業及び全社(共通)の従業員が兼務しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
624名	15名増	41.7歳	19.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び派遣社員は含みません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン①	3,645百万円
シンジケートローン②	3,000
株式会社三菱UFJ銀行	2,616
株式会社みずほ銀行	2,340
シンジケートローン③	2,000
シンジケートローン④	850
株式会社三井住友銀行	801
農林中央金庫	390
日本生命保険相互会社	375
株式会社東邦銀行	345
明治安田生命保険相互会社	225
シンジケートローン⑤	188

- (注) 1. シンジケートローン①は、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするその他4行からの協調融資によるものであります。
2. シンジケートローン②は、株式会社みずほ銀行を幹事とするその他7行からの協調融資によるものであります。
3. シンジケートローン③は、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするその他5行からの協調融資によるものであります。
4. シンジケートローン④は、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするその他5行からの協調融資によるものであります。
5. シンジケートローン⑤は、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするその他3行からの協調融資によるものであります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,922,775株
- ③ 株主数 7,538名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	1,261千株	14.31%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	846	9.61
日 本 化 学 工 業 取 引 先 持 株 会	785	8.90
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	353	4.01
小 西 安 株 式 会 社	182	2.07
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	150	1.70
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	137	1.56
日 本 化 学 工 業 従 業 員 持 株 会	136	1.54
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE CLIENTS NON-TREATY ACCOUNT	123	1.40
小 原 化 工 株 式 会 社	84	0.95

(注) 持株比率は自己株式 (110,223株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し、交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	4,023株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社の現況 (2) 会社役員の状況 ④ 取締役の報酬等 4. 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針」に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	棚橋 洋太	取締役会議長、経営会議議長 京葉ケミカル株式会社代表取締役
取締役兼常務執行役員	愛川 浩功	生産技術本部管掌兼研究開発本部管掌
取締役兼上席執行役員	紺野 祥司	営業本部長 エヌシー・テック株式会社代表取締役
取締役兼上席執行役員	太田 秀俊	経営戦略本部長
取締役（常勤監査等委員）	佐藤 学	
取締役（監査等委員）	古島 守	弁護士及び公認会計士 弁護士法人トライデント代表社員 株式会社セブテーニ・ホールディングス 社外監査役 株式会社ビーロット社外取締役（監査等委員） 株式会社セキュア社外監査役
取締役（監査等委員）	遠山 壮一	公認会計士 遠山公認会計士事務所代表 アドバンス・ロジスティクス投資法人 監督役員
取締役（監査等委員）	多田 智子	社会保険労務士 多田国際社会保険労務士法人代表社員 株式会社ムロコーポレーション社外取締役

(注) 1. 古島守氏、遠山壮一氏及び多田智子氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、社外取締役である古島守氏、遠山壮一氏及び多田智子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

4. 常勤監査等委員である取締役佐藤学氏及び監査等委員である取締役古島守氏及び遠山壮一氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査等委員である取締役佐藤学氏は、当社経理・財務部門における長年の経験と当社グループの事業内容及び財務等に関する豊富な見識を有しております。

・監査等委員である取締役古島守氏及び遠山壮一氏は、公認会計士の資格を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、佐藤学氏、古島守氏、遠山壮一氏及び多田智子氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役・監査役・執行役員（当事業年度に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、犯罪行為や意図的に行なった違法行為を免責とすることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役の報酬等

イ. 報酬等の内容の決定に関する方針

1. 基本方針

当社の監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬に関する基本方針は、持続的な企業価値向上の実現に寄与する当社取締役としての責務、能力に見合った水準とするとともに、業績向上のインセンティブとして機能する妥当な水準、体系とする。具体的には、金銭による固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬を支給する。

一方、監査等委員である取締役には金銭による固定報酬のみを支給する。業務執行から独立した立場にある監査等委員には、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、業績連動報酬は支給しない。

2. 固定報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

取締役の固定報酬については、第三者機関より入手した同業他社等の報酬データを参考に、取締役の役職に応じた責任と役割を勘案し作成した基本分テーブルに基づき決定し、毎月支給する。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

監査等委員である取締役を除く取締役の業績連動報酬については、当社の重視する経営指標である営業利益等を基準にした業績分テーブルに基づき決定し、毎年当該事業年度終了後、毎月支給する。

4. 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、監査等委員である取締役を除く取締役に対し、譲渡制限期間を当社の取締役を退任する日までの期間とする譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責等を踏まえて決定する。

5. 固定報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬における固定報酬と業績連動報酬の目安は、固定報酬を75%、業績連動報酬を20%、株式報酬を5%とする。

監査等委員である取締役の報酬は固定報酬のみとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の決定の手続きに関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役が限度額の範囲内で担当役員と原案を策定し、監査等委員会が検証した上で代表取締役が決定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、会社法第361条第3項に基づき、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

また、2022年11月に指名・報酬委員会に関する記載を基本方針「6. 取締役の個人別の報酬等の決定の手続きに関する事項」に追記しております。ただし、この基本方針が報酬に反映されるのは、2023年7月以降の報酬となります。

「6. 取締役の個人別の報酬等の決定の手続きに関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、代表取締役が限度額の範囲内で担当役員と原案を策定し、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役が決定する。」

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	137	106	24	7	4
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	18	18	—	—	1
社外取締役	18	18	—	—	3

(注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第157期定時株主総会において年額3億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は6名 (うち、社外取締役は0名) であります。

また、2021年6月24日開催の第163期定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く) に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額3千万円以内、株式数の上限を年30,000株と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は4名です。

2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第157期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名 (うち、社外取締役は2名) です。
3. 上表の非金銭報酬には、当事業年度における譲渡制限付株式報酬の費用計上額を記載しております。
4. 業績連動報酬にかかる業績指標は主に営業利益等であり、その実績は「1. 企業集団の現況 (2) 財産及び損益の状況」のとおりであります。
5. 取締役会は、代表取締役社長棚橋洋太に対し各取締役の固定報酬の額及び各取締役 (監査等委員である取締役を除く) の業績連動報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役 (監査等委員である取締役を除く) の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
社 外 取 締 役	古 島 守	弁護士法人トライデント代表社員 株式会社セプテーニ・ホールディングス社外監査役 株式会社ビーロット社外取締役 (監査等委員) 株式会社セキュア社外監査役	いずれも特別の関係はありません。
社 外 取 締 役	遠 山 壮 一	遠山公認会計士事務所代表 アドバンス・ロジスティクス投資法人監督役員	いずれも特別の関係はありません。
社 外 取 締 役	多 田 智 子	多田国際社会保険労務士法人代表社員 株式会社ムロコーポレーション社外 取締役	いずれも特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	主 な 活 動 状 況 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役(監査等委員) 古島 守	<p>当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査等委員会10回のうち10回、指名・報酬委員会2回のうち2回に出席いたしました。</p> <p>弁護士及び公認会計士としての専門的知見に基づき、取締役からの業務執行状況の聴取、定期的な各部門の監査の実施、並びに指名・報酬委員会委員長として、同委員会の議事運営を主宰、当社の取締役候補者の選定を行っております。</p> <p>また、取締役会及び監査等委員会において、業務執行から独立した客観的・中立的な立場から、有益な提言・意見表明等を行っております。</p>
社外取締役(監査等委員) 遠山 壮一	<p>当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査等委員会10回のうち10回、指名・報酬委員会2回のうち2回に出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的知見に基づき、取締役からの業務執行状況の聴取、定期的な各部門の監査の実施、並びに指名・報酬委員会にて当社の取締役候補者の選定を行っております。</p> <p>また、取締役会及び監査等委員会において、業務執行から独立した客観的・中立的な立場から、有益な提言・意見表明等を行っております。</p>
社外取締役(監査等委員) 多田 智子	<p>当事業年度開催の取締役会13回のうち13回、監査等委員会10回のうち10回、指名・報酬委員会2回のうち2回に出席いたしました。</p> <p>社会保険労務士としての専門的知見に基づき、取締役からの業務執行状況の聴取、定期的な各部門の監査の実施、並びに指名・報酬委員会にて当社の取締役候補者の選定を行っております。</p> <p>また、取締役会及び監査等委員会において、業務執行から独立した客観的・中立的な立場から、有益な提言・意見表明等を行っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人の監査計画、会計監査の活動実績及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結計算書類

第165期連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	32,228	流 動 負 債	17,492
現金及び預金	7,841	支払手形及び買掛金	3,618
受取手形	945	短期借入金	7,487
売掛金	9,844	未払法人税等	29
商品及び製品	5,087	未払消費税等	12
仕掛品	3,597	賞与引当金	400
原材料及び貯蔵品	4,231	設備関係未払金	2,957
未収消費税等	101	その他	2,987
その他	592	固 定 負 債	13,163
貸倒引当金	△13	長期借入金	9,289
固 定 資 産	40,669	繰延税金負債	1,041
有形固定資産	32,751	退職給付に係る負債	769
建物及び構築物	13,125	その他	2,063
機械装置及び運搬具	9,152	負 債 合 計	30,656
土地	7,466	(純資産の部)	
建設仮勘定	2,122	株 主 資 本	38,627
その他	884	資本金	5,757
無形固定資産	411	資本剰余金	2,267
その他	411	利益剰余金	30,910
投資その他の資産	7,506	自 己 株 式	△307
投資有価証券	6,292	その他の包括利益累計額	3,614
長期貸付金	0	その他有価証券 評価差額金	2,970
繰延税金資産	102	繰延ヘッジ損益	0
退職給付に係る資産	848	為替換算調整勘定	78
その他	284	退職給付に係る 調整累計額	565
貸倒引当金	△22	純 資 産 合 計	42,241
資 産 合 計	72,897	負 債 純 資 産 合 計	72,897

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第165期連結損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		38,075
売上原価		31,764
売上総利益		6,311
販売費及び一般管理費		5,019
営業利益		1,292
営業外収益		341
受取利息及び配当金	137	
持分法による投資利益	23	
その他	179	
営業外費用		220
支払利息	85	
休止固定資産減価償却費	42	
支払手数料	42	
その他	51	
経常利益		1,412
特別利益		22
投資有価証券売却益	22	
特別損失		147
固定資産除却損	147	
税金等調整前当期純利益		1,286
法人税、住民税及び事業税	96	
法人税等調整額	334	431
当期純利益		855
親会社株主に帰属する当期純利益		855

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

第165期貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,385	流動負債	17,103
現金及び預金	7,039	買掛金	3,176
受取手形金	708	短期借入金	7,644
売掛金	9,495	リース債	1
商品及び製品	4,479	未払金	1,101
仕掛品	3,584	未払費用	129
原材料及び貯蔵品	4,185	未払法人税等	0
前渡金	296	預り金	1,670
前払費用	133	賞与引当金	366
短期貸付金	240	設備関係未払金	2,957
未収入金	131	その他	55
未収消費税等	101	固定負債	13,409
その他の金	0	長期借入金	9,289
貸倒引当金	△11	リース債	1
固定資産	40,423	繰延税金負債	787
有形固定資産	32,945	退職給付引当金	1,277
建物	11,196	資産除去債務	162
構築物	1,903	長期預り金	1,890
機械及び装置	9,080	負債合計	30,513
車両運搬具	44	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	789	株主資本	37,335
土地	7,809	資本金	5,757
リース資産	3	資本剰余金	2,267
建設仮勘定	2,116	資本準備金	2,267
無形固定資産	394	利益剰余金	29,618
ソフトウェア	253	利益準備金	937
その他	140	その他利益剰余金	28,680
投資その他の資産	7,084	固定資産圧縮金	3,035
投資有価証券	5,484	積立金	16,000
関係会社株式	642	繰越利益剰余金	9,645
関係会社出資金	124	自己株式	△307
長期貸付金	0	評価・換算差額等	2,959
長期前払費用	80	その他有価証券	2,959
前払年金費用	716	評価差額金	0
その他	57	繰延ヘッジ損益	0
貸倒引当金	△22	純資産合計	40,295
資産合計	70,808	負債純資産合計	70,808

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第165期損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		35,934
売 上 原 価		30,256
売 上 総 利 益		5,677
販売費及び一般管理費		4,623
営 業 利 益		1,054
営 業 外 収 益		375
受取利息及び配当金	183	
その他の	192	
営 業 外 費 用		221
支払利息	86	
休止固定資産減価償却費	42	
支払手数料	42	
環境整備対策費	25	
その他	24	
経 常 利 益		1,209
特 別 利 益		22
投資有価証券売却益	22	
特 別 損 失		147
固定資産除却損	147	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,083
法人税、住民税及び事業税	20	
法人税等調整額	331	351
当 期 純 利 益		732

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

日本化学工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関口依里
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 丸山高雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本化学工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

日本化学工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関口依里

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸山高雄

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本化学工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第165期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第165期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- 一 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

日本化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 佐藤 学 ⑩

監査等委員 古島 守 ⑩

監査等委員 遠山 壮一 ⑩

監査等委員 多田 智子 ⑩

(注) 監査等委員古島守、遠山壮一及び多田智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は308,439,320円となります。

なお、中間配当金35円を加えた当期の年間配当金は、1株当たり70円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名全員が任期満了となります。つきましては取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、代表取締役社長と3名の社外取締役（独立役員である監査等委員）で構成される指名・報酬委員会の審議を経て、株主総会付議議案として取締役会で決定しております。また、監査等委員会で検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当		取締役会への出席状況
1	棚橋洋太	代表取締役社長 取締役会議長、経営会議議長	再任	100% (13回/13回)
2	愛川浩功	取締役兼常務執行役員兼生産技術本部管掌 兼研究開発本部管掌	再任	100% (13回/13回)

再任 再任取締役候補者

	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>愛川浩功氏は、研究開発部門及び生産技術部門等の業務経験を豊富に有しております。また、社内の各種会議等において、特に研究開発戦略及び生産技術管理の観点からの積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。</p>
--	--

(注) 1. 候補者 棚橋洋太氏の特別利害関係

- 同氏は、京葉ケミカル(株)の代表取締役を兼務しており、同社は当社の営業の一部と同一部類の営業を行っております。当社は同社より商品・原材料の購入及び同社への原材料の供給の取引関係があります。
2. 愛川浩功氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 各候補者の所有する当社の普通株式数は、当期末（2023年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、日本化学工業役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
 4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「2. 会社役員の実況 (2) 会社役員の実況 ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の通りです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 政策保有株式に関する方針

当社は、取引関係の維持・強化等を目的に、中長期的に当社の企業価値向上に資する可能性等を検証した上で、必要と判断される株式を保有いたします。当該検証を踏まえ、保有する意義の乏しい銘柄については、市場への影響や事業面での影響等を考慮しつつ売却を行う方針です。

また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証しております。

当事業年度において、一部売却を含め2銘柄を売却いたしました。

区 分		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
銘柄数 (銘柄)	上場 (みなし保有含む)	21	18	19	17	16
	非上場	17	17	17	17	17
貸借対照表 計上額 (百万円)	上場	5,733	5,107	6,513	5,458	5,337
	みなし保有	1,517	1,122	1,561	1,797	2,089
	非上場	148	148	148	147	147
	合計	7,400	6,378	8,223	7,403	7,573

(政策保有株式に係る議決権の行使基準)

政策保有株式に係る議決権の行使につきましては、その株式を管理する担当部門が担当役員に当該投資先企業の議案内容を事前に報告し、当該投資先企業の経営状況や当社との関係性等を勘案し、最終的には株主価値の向上に資するものかどうかの観点から個別に議案を精査して賛否の判断を行います。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、代表取締役社長と3名の社外取締役（独立役員である監査等委員）で構成される指名・報酬委員会の審議を経て、株主総会付議議案として取締役会で決定しております。また、監査等委員会の同意を得ておりません。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位・担当			
1	佐藤 学	取締役（常勤監査等委員）	再任		
2	遠山壮一	社外取締役（監査等委員）	再任	社外	独立
3	多田智子	社外取締役（監査等委員）	再任	社外	独立
4	剣持 健	—	新任	社外	独立

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の普 通株式数
1	さとう まなぶ 佐藤 学 (1962年5月1日生) <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">再任</div>	1987年4月 当社入社 2012年6月 当社経理部長 2021年6月 当社取締役（常勤監査 等委員） （現在に至る）	株 2,736
		重要な兼職の状況 なし	
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 佐藤 学氏は、当社経理・財務部門における長年の経験と当社グループの事業内容及び財務等に関する豊富な見識に基づき、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけると期待し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。		

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

多田智子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、社会保険労務士として培ってきた専門的な知識、経験に基づき、引き続き取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の取締役候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

(注)

1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 遠山壮一氏、多田智子氏、剣持 健氏は社外取締役候補者であります。
3. 遠山壮一氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏の再任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
4. 多田智子氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏の再任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
5. 剣持 健氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、同氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
6. 当社は、佐藤 学氏、遠山壮一氏及び多田智子氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第423条第1項に定める最低責任限度額としております。当社は、本定時株主総会において、佐藤 学氏、遠山壮一氏及び多田智子氏が再任された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、剣持 健氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「2. 会社役員の状況 (2) 会社役員の状況 ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載の通りです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 遠山壮一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。多田智子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
9. 各候補者の所有する当社の普通株式数は、当期末（2023年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、日本化学工業役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

以 上

株主メモ

事業年度
定時株主総会
株主確定基準日

4月1日～翌年3月31日
6月下旬

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 定時株主総会議決権行使株主 | 3月31日 |
| (2) 期末配当金受領株主 | 3月31日 |
| (3) 中間配当金受領株主 | 9月30日 |

その他必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めます。

株主名簿管理人及び
特別口座の口座管理機関
同連絡先（注）

三菱UFJ信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

東京都府中市日鋼町1-1

電話 0120-232-711（通話料無料）

郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

上場証券取引所
公告方法

東京証券取引所

電子公告により行います。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

公告掲載URL

<https://www.nippon-chem.co.jp/>

（ご注意）

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることになっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店においてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株主総会 会場ご案内図



日本化学工業株式会社本店 研究棟記念ホール
〒136-8515 東京都江東区亀戸九丁目11番1号

電話 03 (3636) 8111

- JR総武線「亀戸駅」(東口)下車、水神森バス停留所よりバス(今井、葛西駅前、小岩駅前行きのいずれか)にて浅間神社下車、徒歩5分。
- 地下鉄都営新宿線「東大島駅」(大島口)下車、徒歩8分。

※当日は当社では軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。